



写真は2006年8月25日国連特別委員会で障害者権利条約案が採択された瞬間

日身連

発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)
 発行人 阿部 一彦
 東京都豊島区目白3丁目4の3
 デアダンクビル4階
 TEL 03-3565-3399(代)
 FAX 03-3565-3349
 http://www.nissinren.or.jp
Japanese Federation of Organizations of the Disabled Persons (JFOD)
 年間購読料 正会員1部 300円
 非会員1部 1000円

国連障害者権利条約パラレルレポート JDF代表団、ブリーフィングに国連へ

国連・障害者権利委員会では、2016年に日本政府が提出した「第1回政府報告」を受けて、障害者権利条約の実施状況についての日本の建設的対話(審査)を2020年秋に実施する見込みで、JDFは9月、事前質問事項が検討される権利委員会のブリーフィング(※)に代表団を派遣します。

日本障害フォーラム(JDF)は、市民社会から国連に提出することができる「パラレルレポート」を、国連でのよりよい審査と勧告に役立て、国内での条約実施と施策の向上につなげるため、幅広い関係者と協議しながら2年間かけて作成し、本年7月、国連障害者権利委員会に提出しました。

9月23日(月)～25日(水)にジュネーブの国連本部で開催される国連障害者権利委員会のブリーフィングに参加するため、JDFでは竹下義樹副代表(社会福祉法人日本盲人会連合会長)を団長に28人の代表団を派遣します。

国内法の整備と条約批准は、日本の障

害者施策を大きく転換しましたが、いまだ十分とは言えず、パラレルレポートが詳しく示すように、日本の障害者の人権と生活の状況は障害者権利条約に照らして大きなギャップがあります。その背景にある、①医学モデルから社会モデル/人権モデルへ障害の認識の転換 ②政策・計画決定への障害者団体の参加 ③統計・データの確保と活用 ④監視体制の強化・独立した人権救済制度の設立 ⑤障害者権利条約に関する意識向上の横断的課題をふまえて、ブリーフィングでは、精神障害、障害女性、手話言語・情報アクセス、地域移行、教育の5つの項目について、

障害者雇用分科会 改正障害者雇用促進法省令案要綱を承認

8月2日、第87回障害者雇用分科会がTKP新橋カンファレンスセンター新館(東京都千代田区)において開催されました。令和元年6月14日に公布された「改正障害者の雇用の促進等に関する法律」が、来年4月1日に施行(二部は公布日あるいは公布日から起算して3月を超えない範囲で政令で定める日)されることから、同改正法の現状と課題を確認しながら、その施行に向けた検討が協議されました。また、特例給付金の支給要件等についても協議が行われました。

第88回分科会は、同月22日に中央労

各団体が報告を行います。障害者権利委員が日本の障害者を取り巻く実態を正確に把握し、適切な事前質問事項や総括所見(勧告)が出され、日本政府が真摯に受け止めて、障害者団体と協力しながら日本の障害者施策のさらなる改善が図られることを願うものです。日身連の阿部会長は「今回検討される事前質問事項を受けて日本の審査プロセスは次のステップに進む。重要なのは来年の国別審査の本番に向けて課題を明確にしていくことで、日身連も引き続きそうした取組に積極的に関わっていきたい」と述べました。

※ブリーフィング：簡潔な状況説明

働委員会講堂(東京都港区)において開催されました。まず、厚生労働大臣から労働政策審議会へ諮問された「障害者の雇用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について議論されました。結果、障害者雇用分科会として厚生労働省案を妥当と認め、労働政策審議会会長へ報告することが了承されました。そのほか、ハローワークの就職件数や雇用率達成企業割合等の年度目標について協議が行われました。なお、両分科会には委員として阿部一彦会長が出席、議論に参加しました。